

●香川県選挙管理委員会告示第12号

1 昭和32年香川県選挙管理委員会告示第8号（普通地方公共団体の議会の解散等の投票の際における不在者投票管理者の職務を行う病院を指定）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条又は市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第22条の規定において準用又はその例によるとされている公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、その施設の長が不在者投票管理者の職務を行う施設として次のとおり指定する。</p> <p>略</p>	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条、<u>漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条及び第23条</u>又は市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第22条の規定において準用又はその例によるとされている公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、その施設の長が不在者投票管理者の職務を行う施設として次のとおり指定する。</p> <p>略</p>

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の解職の投票において、その施設の長が不在者投票管理者の職務を行う施設の指定については、昭和32年香川県選挙管理委員会告示第8号（普通地方公共団体の議会の解散等の投票の際における不在者投票管理者の職務を行う病院を指定）による指定を準用する。

令和2年8月25日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人